

# 三保ミッドウインター2026

2026年1月17日(土)～18日(日)

清水港ヨット協会小型艇艇庫

## 帆走指示書(SI)

### 1 競技規則

1.1 セーリング競技規則 2025-2028 に定義された規則(帆走指示書で変更したものと除く)及び日本セーリング連盟規則、各クラス規則、帆走指示書並びに本レース公示を適用する。

1.2 RRS 付則 P を適用する。

### 2 競技者への通告

2.1 通告は陸上本部の横に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書の変更は、当日の各クラスの予告信号30分前までに掲示する。

### 4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、陸上本部横の信号柱に表示される。

4.2 AP旗が音響信号1声とともに掲揚された場合、「出艇を禁止することを意味する」、艇はこの信号が発せられるまで海上に出てはならない。予告信号は、AP旗降下後10分以降に発せられる。

### 5 日程

5.1 レースの日程は次の通りとする。

1月 17 日(土)	09:00～	エントリー受付
	09:45～	浜清掃
	10:00	開会式・スキッパーミーティング
	11:30	第1レース予告信号 引き続きレース
	18:30	懇親会(エスパルスドリームプラザ はとばキッチン) ※受付 18:10～ 懇親会終了 19:50
1月 18 日(日)	08:30	ブリーフィング
	09:30	2日目の第1レース予告信号 引き続き レース ※13:31 以降の予告信号はない。
	15:00	表彰式

## 6 クラス

- 6.1 ①グループ OP 級
- 6.2 ②グループ フォイルクラス(モス、スキータ)
- 6.3 ③グループ その他のクラス(OP 級、フォイルクラス以外)

## 7 スタート及びクラス旗

レースは、RRS26 を用いてスタートさせる。

- 7.1 ①グループ OP 旗
- 7.2 ②グループ モス旗
- 7.3 ③グループ シーホッパー旗
- 7.4 ①と③は同時スタート

## 8 レースエリアとコース

- 8.1 おおよそのレースエリアを添付図1に示す。
- 8.2 添付図2はコースを示し、通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を示す。
- 8.3 ①グループのコースは、S⇒1⇒2⇒3⇒F とする。
- 8.4 ②グループのコースは、S⇒1⇒3⇒1⇒3⇒フィニッシュ
- 8.5 ③グループのコースは、S⇒1⇒2⇒3⇒1⇒3⇒F とする。

## 9 マーク

- 9.1 マーク1.2.3は黄色円柱のブイとする。
- 9.2 スタートマークは本部艇オレンジ旗ポールとポートの端にある赤色ブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは運営船の青色旗とポートの端にあるマーク1とする。

## 10 スタートの罰則ルール

- 10.1 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇はスタートエリアを回避しなければならない。
- 10.2 スタート信号後、4分より後にスタートした艇は審問なしに DNS と記録される。これは RRS A4を変更するものである。
- 10.3 準備信号に「黒色旗」が展開されない限り、すべてのレースに U 旗が準備信号として掲揚され、次のルールがすべてのスタートに適用される。(RRS29を変更)  
「スタート信号前1分間にハル／乗員／艤装の一部がスタートラインの両端と第1マークを頂点とする三角形に入ったと確認された艇は、審問なしにそのスタートを失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート前に延期または中止された場合は、失格とはされない。」
- 10.4 「黒色旗」の罰則ルール RRS30.3に次の規定を追加する。  
セールナンバーは音響1声とともに2分間以上掲示される。ナンバーを掲示された艇は新たな準備信号以前にレースエリアを離れなければならない。

## 11 コース短縮

11.1 天候その他の理由により、レース委員会の裁量により短縮することがある。

## 12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュラインは、フィニッシュ運営船の青色旗掲揚しているポールとマーク1間とする。

## 13 タイムリミット

13.1 タイムリミットは RRS28, 1に基づきかつ RRS30, 3に違反しないでスタートした各グループの先頭艇フィニッシュ後15分とする。

## 14 計測

14.1 事前の計測は実施いたしませんが、装備のチェックはレース委員会の判断により大会期間を通じて実施されることがあります。③グループは直径6mm 以上長さ5m 以上のパウラインを搭載し、その一端はバウアイに結び付けてください。

## 15 抗議と救済の要求

15.1 抗議書は陸上本部で入手することができる。抗議及び救済の要求は時間内に提出しなければならない。

15.2 抗議締切時間は、その日の最終レース終了後20分とする。抗議締切時間が延長される場合には公式掲示板に掲示される。

## 16 得点

16.1 セーリング規則(2025–2028)付則Aの低得点方式を適用する。

本レガッタは6レースを予定し、最小1レースの完了をもって成立する。

③グループは、各艇のスタートからフィニッシュタイムを清水港ヨット協会 Y.S.N にて修正し、レースごとに順位を決定する。

16.2 大会における各艇の得点は、全てのレースにおけるその艇の得点の合計とする。

## 17 安全

### 17.1 サインによる出艇・帰着申告

選手は出艇前に、レース本部の出艇・帰着申告用紙に自身でサインしなければならない。帰着申告は、抗議締切時間までに出艇・帰着申告用紙にサインしなければならない。これらの要件が満たされなかった場合、選手は審問なしにペナルティを科せられ、当日の全てのレースにおいて失格とされる。ただし1,000円の罰金でそのペナルティーは免除される。

17.2 艇の乗員は、海上にいる間は常時、個人用浮揚用具を着用していなければならぬ。これは RRS4章前文と RRS40を変更するものである。

17.3 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的な救助を行うことができる。

17.4 救助艇の助けが必要な場合手を広げて振らなければならない。救助が必要でない

場合には手を握って振らなければならない。

- 17.5 安全のためにマストトップに浮力体を取り付けることを認める。ただし、浮力体の形状は球体に限り、1ヶ所のロープで取り付けなければならない。コンディションにより、つけたり外したりしてもよい。

## 18 支援艇(コーチボート)

- 18.1 支援艇はレース中の間はレースエリアに進入してはならない。
- 18.2 支援艇を操縦する者及び同乗者は、いかなる時も艇の運行に責任を持ち、競技の公平さに影響を与えるような不適切な行為を行ってはならない。
- 18.3 支援艇はレース中、救助艇と見なされ、大会本部より要請があればいつでもこれに応じなければならない。海上におけるレース委員会から支援艇への救助要請は、運営艇に口頭にて通告する。

## 19 賞

- 19.1 各クラスの第1位～第3位の選手は、賞が与えられる。  
但し、各グループ5艇未満の場合は1位のみ表彰する

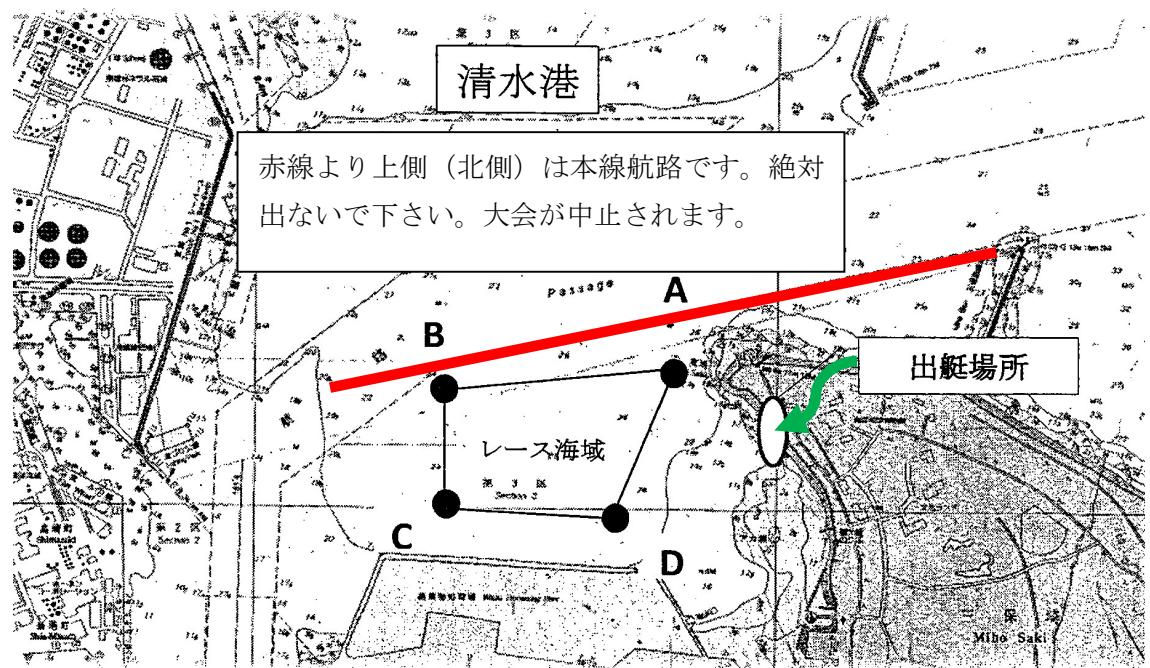
## 20 ゴミの処分

- 20.1 レース艇及び支援艇は水中にごみ等を捨ててはならない。

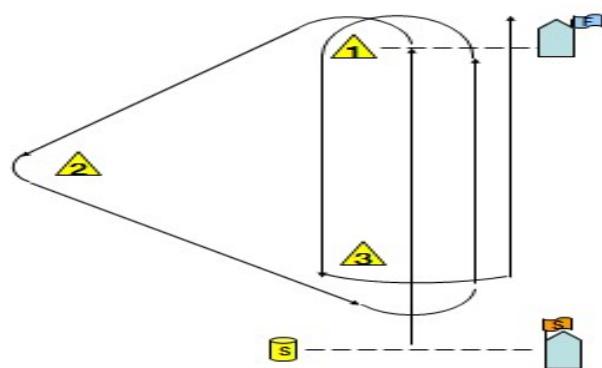
## 21 責任の所在

- 20.1 RRS3には「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めたことになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の悪化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による障害のリスクに増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクがある。艇(競技者)が本大会に参加するか否か、スタートするか否か、レースを続行するか否か等、またレースに関係するすべての局面における艇及び乗員の損傷、生命に関するすべての責任は艇の責任者にあり主催団体・関係団体及びレース委員会は艇(競技者)が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物理的損害、身体障害および生命の喪失に対していかなる責任を負いません。

添付図 1



添付図2



図は、レグの間のおおよその角度、通過するマークの順序、各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示します。各回航マークはポート側に見て通過することとします。